

新 旧 対 照 表

(姫路市居住支援協議会会則)

現 行	改 正 後
<p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、会議の進行を行わせるために会長及び副会長を置くこととし、会長には都市局公共建築部住宅課を所管する都市局<u>公共建築参事</u>を、副会長には健康福祉局<u>保健福祉部長</u>をもって充てる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、会議の進行を行わせるために会長及び副会長を置くこととし、会長には都市局公共建築部住宅課を所管する都市局<u>公共建築部長</u>を、副会長には健康福祉局<u>福祉総務部長</u>をもって充てる。</p>

(姫路市居住支援協議会会則)

現 行	
別表 (第 4 条関係)	
区 分	会 員
宅地建物取引業者	(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部姫路支部 (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部
福祉関係団体	(福) 姫路市社会福祉協議会
国の機関	神戸保護観察所姫路駐在官事務所
姫路市	都市局公共建築部 (住宅課) 健康福祉局 保健福祉部 健康福祉局長寿社会支援部 健康福祉局生活援護室 こども未来局こども育成部

(姫路市居住支援協議会会則)

改 正 後	
別表 (第 4 条関係)	
区 分	会 員
宅地建物取引業者	(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部姫路支部 (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部
福祉関係団体	(福) 姫路市社会福祉協議会
国の機関	神戸保護観察所姫路駐在官事務所
姫路市	都市局公共建築部 (住宅課) 健康福祉局 福祉総務部 健康福祉局長寿社会支援部 健康福祉局生活援護室 こども未来局こども育成部